



さいたま市介護支援専門員協会  
ロゴマーク



## 会長挨拶

宮本 好彦 (三恵苑在宅介護支援センター)

# START UP

Vol.46

2017年夏号

昨年度の当協会活動も、延べ600名の参加者による研修会をメインに、医療機関や行政機関との相互連携などを恒常的に活動してまいりました。

私自身は「ケアマネ不要論」的なニュースや論説に敏感になった一年でした。昨年度後半の服部万里子先生や藤井賢一郎先生のご講義、研修会でもそのことに触れていただき、これまでのケアマネの貢献度や実績を数字に示してもらい励まされた一方、制度啓発から始まった専門職である私たちの甘えも自覚させられたように感じています。

昨今、要支援認定相当対象者への総合事業移行や「こども保険」なる新しい保険制度創設の検討など、社会保障費難は明白です。そんななか、例えば要介護認定や給付管理の介護保険事務は簡素化の最中ですし、次期か次々期改正では介護保険サービス利用対象者は要介護3以上といわれており、ケアプラン作成の対象者も減ります。現在のケアマネ絶対数は必要無くなるわけです。そうした時に要らなくなる人はどんな人でしょう。やはり「介護保険サービスコーディネーター」です。「給付のブローカーでは仕事は面白くないで

しよ」とは、挑発的に私たちにゲキを飛ばした元厚労省介護保険担当者の言葉です。

さて、昨年ケアマネ試験に合格した方たちは今まさに実務研修に臨んでいます。その受講のようすをうかがうにつけ、制度当初に取得した私などと比べると皆さん大変優秀です。介護保険制度に慣れていることもあろうかとは思いますが、ICF（国際機能分類）の概念でケアプランを立案することに混乱がありません。また制度創設時にはあまり時間を割

いてなかった「相談支援」、つまり直接支援でなく間接支援なのだというソーシャルワークの演習が丁寧に行われています。

「現場のケアマネジメントを通じて磨いてきたソーシャルワーク技術を、今後は介護保険制度中だけでなく制度の狭間で起きている地域の困りごとの解決のために生かしていける」、そんな使命を担わないことにはこれまでの介護支援専門員は生き残っていけないのかもしれない。介護支援専門員という名

称資格者は無くなり、要介護認定調査員と給付管理監査員及び地域包括支援専門員（いずれも造語です）とかに分解されるかも?!

少し想像が過ぎましたが、個々の利用者をケアマネジメントとして自立支援を促進し、良識をもって真面目に職に就いている自分たちを守るため、以下を協会会員の行動規範といたしたく提唱します。

『自立しようとする意欲を高める支援』を自立支援の概念として共

有し、併せて『利用者の利益となることを提案し、悪くて有害と知る方法は決してとらない』

## さいたま市介護支援専門員協会

### 「平成29年度 通常総会」

開催日時 平成29年5月20日（土） 13時45分～14時50分  
開催場所 さいたま市民会館おみや 小ホール

5月20日（土）さいたま市民会館おみやにおいて「平成29年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

現在の会員総数は、262名、今年度の通常総会は、出席者と委任状を含め170名で、会則第20条第1項の会員過半数の同意を満たしており、総会は成立した。

来賓には、さいたま市保健福祉局長 志村忠信様をはじめ、行政からも多数のご出席をいただき、来賓を代表して、志村様よりご祝辞をいただきました。

「本年4月より介護予防、日常生活支援総合事業が始まり、皆様には説明会への出席、ご利用者に新しい制度の説明など、ご尽力を賜りましたことを改めて感謝申し上げます

す。今年度は介護保険法の改正を控え制度見直しの年であり、高齢化の進展や生産年齢人口の減少など、我々を取り巻く社会は常に変化しており、地域のマネジメントを視野に入れた地域包括ケアシステムへと変化が求められています。

さいたま市介護支援専門員協会は、介護保険制度の要である専門家集団として、研修会の開催など自己研鑽



に努められており大変心強く思っています。引き続き本市の介護、高齢者福祉のさらなる発展のためにご支援を賜りますようお願い申し上げます」と述べられました。

議事の進行は、二恵苑在宅介護支援センター 宮本好彦氏が議長となり、以下の3議案について審議を行った。

議案第1号 平成28年度事業報告・収支決算報告

議案第2号 平成29年度役員選出

議案第3号 平成29年度事業計画・収支予算

上程された3議案は、滞りなく承認可決された。会長には、宮本好彦氏が前年度に引き続き選任され、今年度は事業計画等の編成を行った。

さいたま市介護支援専門員協会「ロゴマーク」(広報誌表紙に掲載)は、さいたま市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めている。思いを確かめ合い平成29年度の幕が開けた。

## 平成29年度 第1回全体研修会

「人生には夢と勇気と歌が必要だ！  
〜つらい時も前を向いて歌を歌おう〜」  
講師 さくま ひでき氏

開催日時 平成29年5月20日(土) 15時00分〜16時45分  
開催場所 さいたま市民会館おみや 小ホール

さくま ひでき氏は、埼玉県鴻巣市出身。年間約100本のライブを行い、市のイメージソングや日本最大級のウォーキングイベントの歌など、数々のイメージソングを手がけている。全国47都道府県キャンペーンを2回達成し、NHK第1ラジオ出演や東日本大震災の被災地へ向けた応援メッセージソング、「命2011からのメッセージ」は、チャリティーCDとして販売。また、2015年、埼玉県ご当地ソングの決定版「人生たまたま：さいたまで」をリリース。現在FM NACK5「さくまひできのサンデー音楽工房」でパーソナリティーとして活動。

もともと幼児の時から歌が好きだった。父親が演歌歌手を目指していた。一緒に歌のレッスンに行っていた。それがきっかけでよく演歌を歌うようになり、幼児の頃から大人の音楽が好きで、初めて父に買ってもらったレコードは、沢田研二の



「ラブ抱きしめて」。よくみんなの前で「抱きしめたい」とマネをしていた(笑)。

小学生の頃、マッチ、トシちゃんが好きで、いつかテレビに出て歌いたいと思うようになり、中学になると安いギターを買ってもらい、独学でギターのコード表を見ながら覚え

ていった。コードを見て弾くと伴奏ができる面白さがわかり、伴奏に合わせてメロディーを歌うと作曲ができることに気付いた。

曲作りの楽しさを知って今度はバンドを組んだ。当時はドラムが高く買えないので、テーブルの上に雑誌を置いてスティックで叩いたり、シンバルも買えないため、24色の色鉛筆を入れる缶を分解し、えもん掛けに載せてシンバルのようにして練習した。

高校生になるとライブ活動も行うようになったが、ライブハウスにはチケットノルマがあるため、売れないとバンドが払うことになる。ライブをやるごとに赤字が続き、時間が効率よく使える仕事をしようと思いい、新聞配達のアルバイトを始めた。毎日1時に新聞店へ行き4時半頃まで新聞を配った。休刊日以外は毎日配達があるため、年間通しても8回くらいしか休みがない。学校から帰ってきたらギターの練習、夜8時



10時までスタジオを借りてバンド練習、家に帰ってからでも練習していると、すぐに新聞配達の間になる。こんな生活をくり返していたら時間が足りないと思い、考えた末に高校を中退しプロの歌手になる決意をした。今まで以上に自分に厳しくなり、歌の学校に通うなど遊んでいる暇や寝ている暇もなく練習する日々が続いた。

19歳のとき、絶対プロになるという気持ちで、ジプシーというバンドを作った。売り出すために、レコード会社や音楽プロデューサーにデモテープを送るが、ほとんど返事が来なかった。そんな中でも、返事をくれた方からアドバイスをいただき、後押しをしてくれる方もいたがなかなか売れない。どうしたらよいか悩んでいるときに、頭を下げなければいけない人は、音楽を聴いてく

れる人だと気付いた。偉い人だから頭を下げる。この人の力があるとデビューできるから頭を下げる。それも大事かもしれないが、一番シンプルに考えると、歌を歌う人、それを良いと思って聞く人、ここだけで音楽という世界が成り立ってしまう。そこで、自分の音楽を良いと思ってくれる人を日本全国で探そうと考えた。

26歳の時、有線放送からのヒットというドキュメント番組をヒントに、自作CDを持って有線放送に行った。挨拶に行くとい回は流してくれるがそれだけで終わってしまうため、全国の有線放送所を回りながら、その有線が流れるCDショップにも行き、北は稚内から南は石垣島まで628カ所回った。

最初はなかなかCDを置いてくれなかったが、活動を続けていくうちに置いてくれるところが増えてきて、1年間車で寝泊まりしながら全国各地のいろいろな人に聞いてもらった。仕事で大変なとき、うまくいかなかったりお客さんの反応がよくないときなど、まずどうしたらよいかを考える。次はやり方を変えてみたり修正することで、今度は反応がよくなったりする。試行錯誤をしている段階は苦しいけど、そういうときは



次の楽しいことに向かっている。それは下向きではなく上向きな気持ち。どんな仕事でも必ず誰かの笑顔がある。ラーメン屋になりたくて、おいしいラーメンをつくらうと出したが、お客さんの反応がよくなければ、なぜかを考える。工夫して次は「おいしかった」と笑顔になったとき、ラーメン屋をやっていてよかったと思える。介護の仕事も人生やいろいろなものを背負ったり大変なこともあると思う。その人の笑顔が見れると自分も嬉しくなれる。どんな仕事でも笑顔に向かっていると、今までの自分の活動を通してこれが大事なことだと思っている。

最後に、とびきりの笑顔になっていただくために、埼玉県ご当地ソング決定版「人生たまたま・・・さいたまで」を熱唱し、たくさんの笑顔で盛り上がった。

緑区活動報告

「緑太郎ケアマネカフェ」

これでいいの？緑区での事例を出し合ひましょう。

緑区で困ったな、こんな事例、こんな疑問 e t c

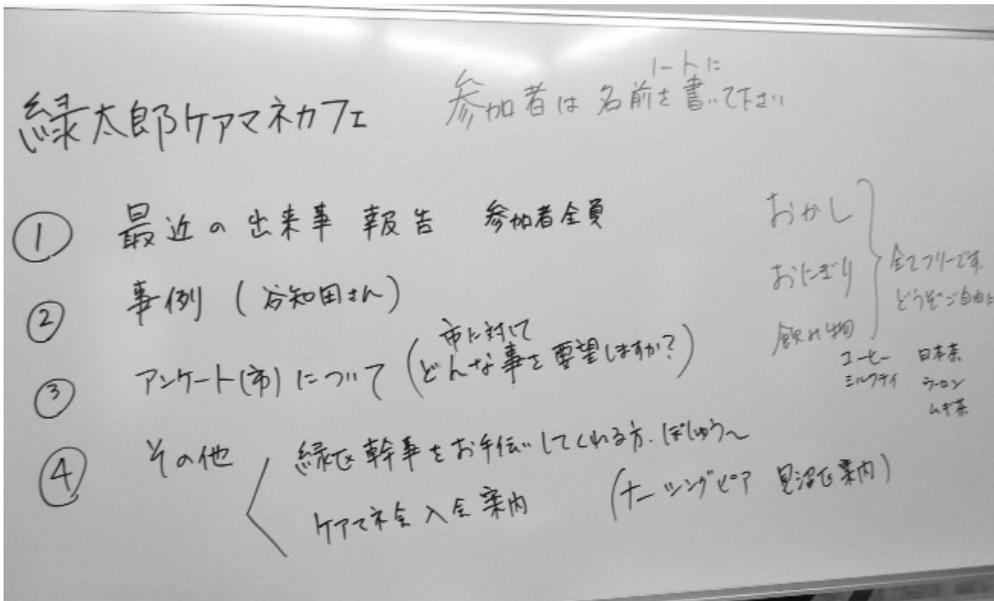
開催日時 平成29年6月13日(火) 11時30分～

開催場所 おふくろさん 集会室

6月13日(火) 午前11時半から  
緑区「おふくろさん」集会室にて行  
われたケアマネカフェに7名の参加  
でした。

協会員として活躍するケアマネ  
ジャーが、各自お昼を持参し昼食会  
形式で行われました。リラククスし  
た雰囲気の中、自由な意見を出し合  
い、互いの仕事について意見や情報  
交換をするなど、笑顔と食事で満足  
なカフェとなり、今後も、介護支援  
専門員協会のケアマネジャーが集い、  
夢を語り介護保険の情報交換を行う  
場として、テーマに沿った講師をお  
迎えて専門的に研修をしていきたく  
いと思います。

他区の方もぜひ、ご参加してい  
ただき、日々の困ったことや楽しかつ  
たこと、介護を必要としている方々  
の夢や希望に繋がるようなご意見を  
下さいますようお願い致します。



## 平成29年度 さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

「社会的使命と自己研鑽を協会活動を通じて意識を高め合うことを目標として実施していく。」

主な事業		内 容	実施予定	
1	通常総会	平成28年度事業報告及び収支決算 平成29年度事業計画(案)及び収支予算(案)	5月20日	
2	会議 執行部会	会務の執行の統括・その他の決定に関すること	随時	
		研修・ネットワーク推進委員会 全体研修・地区活動(研修)・施設活動(研修)の統括 日程、会場、講師等の調整に関すること	6月 8月 10月 12月	
		広報委員会 協会活動(研修)等を把握し、協会の普及・PR活動に関すること ホームページ管理更新・広報誌の発行(年4回予定)	随時	
		事務局 協会会員管理・事務管理・その他に関すること	随時	
	役員会	総会施行・本会の運営に関する事項について	6月 8月 10月 12月	
		各区居宅ケアマネ幹事会 区内活動(研修)の企画・調整を行い区内会員への連絡に関すること	随時	
		施設ケアマネ幹事会 施設活動(研修)の企画・調整を行い会員への連絡に関すること	6月 8月 1月	
	その他 さいたま市「介護の日フォーラム」実行委員会 さいたま市内研修実施機関連絡会 大宮包括ケアネット会議 さいたま市地域包括支援センター運営協議会 さいたま市(各区)地域包括支援センター連絡会 さいたま市社会福祉審議会 ・高齢者福祉専門分科会 ・さいたま市高齢者福祉計画等検討協議会作業部会	随時		
3	研修	全体研修 (順不動) 「基調講演」…演題・人生には夢と勇気と歌が必要だ！ (講師 さくま ひでき氏) 「事例検討会」…『グループワークでケアプランの考え方』 (講師 調整中) 「事例検討会」…『グループワークでケアプランの考え方』 (講師 調整中) 「居宅・施設ケアマネ合同研修」 (講師 調整中) 「平成30年度介護保険制度改正に向けてケアマネジャーとは」 (講師 調整中)	5月20日 7月 9月 11月 1月	
		各区居宅ケアマネ 幹事会活動・研修	各区居宅ケアマネサロン活動(研修)	随時
		施設ケアマネ活動 ・研修	施設ケアマネ活動 検討中 施設ケアマネ研修 検討中 施設ケアマネ研修「講義」 (講師 峯尾 武巳氏)	7月 9月 2月
		協賛研修	さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 その他団体	随時
		広報 活動	広報誌の発行 Vol. 46 「夏号」 発行予定(7月) Vol. 47 「秋号」 発行予定(9月) Vol. 48 「冬号」 発行予定(12月) Vol. 49 「春号」 発行予定(3月) ホームページ 研修案内、広報誌の掲載等 更新時期(随時)	
5	その他の事業	さいたま市「介護の日フォーラム」への参加 各医師会研究等 その他、必要と判断した場合	11月10日 随時	

# さいたま市介護支援専門員協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

### (目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

## 第2章 会員

### (会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的に賛同する者とする。

(1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護

支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。

(2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであって第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

(1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人

(2) 学識経験者

(3) その他本会が入会を認めた者。

### (入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

### (会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

### (退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものと同みなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかつたとき。

### (除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあつた場合

### (抛出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出金は返還しない。

## 第3章 組織

### (役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 研修・ネットワーク推進委員長 1名
- (5) 広報委員長 1名
- (6) 各区の代表幹事 10名

2 本会の役員は、会長、副会長、事務局長、研修ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区居宅介護支援専門員並びに施設介護支援専門員を代表幹事とし、総会において会員の中から選出する。

3 会長は役員会で選出し総会で承認する。

4 副会長、事務局長、研修ネットワーク推進委員

長、広報委員長、各区居宅ケアマネ幹事会並びに施設ケアマネ幹事会の代表幹事は会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2名とし、総会において役員以外から選出する。

#### (職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(5)については、執行部を組織して、運営の中核となる。

5 研修ネットワーク推進委員長は、研修ネットワーク推進副委員長並びに、第10条1項の(1)から(4)並びに、会長より指名された居宅各区並びに施設代表者と研修ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整を行う。又、各区より研修会の希望があった場合、研修ネットワーク推進委員会と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。又、各区居宅並びに施設広報委員からの各区居宅並びに施設の活動状況を把握し、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 各区居宅ケアマネ幹事会並びに施設ケアマネ幹事会(以下区内並びに施設という)の代表幹事

は、副幹事と連携し活動の中心となる。又、会長より氏名された代表者は、研修ネットワーク推進委員として委員会に参加し、連携に努める。区内並びに施設での活動を行う際は、活動計画の企画や調整を行い、区内並びに施設の会員へ連絡を行う。但し、区内並びに施設の会員の規模や代表幹事、副幹事のみで円滑な活動が困難な場合は、代表幹事の判断で区内並びに施設活動に協力できる会員を指名し、協力を得ることとする。

8 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。  
(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。  
(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### (補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

#### (事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市北区日進町2丁目1864-10 JS日進 さいたま市福祉協議会内に置く。

#### (顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

## 第4章 会議

#### (種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

#### (権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

#### (招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員が必要と認めるとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 役員会は、必要なき時随時開催する。

#### (客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員それぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

## 第5章 会計

### (経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

## 第6章 個人情報保護に対する取扱い

### (個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

## 第7章 会則の変更及び委任

### (会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

### (委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則 1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員  
の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則 1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則 1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則 1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則 1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附則 1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

附則 1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

附則 1 この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用とする。

附則 1 この会則は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用とする。

## ちょっと coffee break

### 会員S

世間ではケアマネ不要論が飛び交う今日この頃、皆さんはいかがお過ごしですか。

私たち介護支援専門員はケアマネジャーと呼ばれています。ケアをマネジメントする者という意味です。いったい、「マネジメント」とは何なのでしょう。

マネジメント理論では「管理」の他にも、「評価、分析、選択、改善、回避、統合、計画、調整、指揮、統制、組織化」など様々な要素が含まれています。これらを総合した概念が「マネジメント」なのです。私たちはケアプランナーやケアコーディネーターではなく、あくまでもケアマネジャーなのです。個々の利用者に対し、ケアをマネジメントする者が必要か不必要かは考えなくても分かりますよね。

私個人の意見になりますが、『いる or いない』と言われていくくらいが丁度良いと思っています。これからどんどん淘汰されていきますね。

話は変わって、最近の私は自宅周囲に自生したドクダミの駆除に手を焼いています。ドクダミはドクダミ科ドクダミ属の多年草です。地中の茎は四方八方に張り巡らされていて、地表から十数センチの深さに達していました。土を掘り起こして全てを取り除いたはずなのですが、数日すると再び復活していたのです。残った茎が小さな球根のような働きをして、そこから芽が生えていました。一般の雑草とは違い、根絶することができませんでした。せっかくの休日に、あんなにも時間をかけて作業したのに…。仕方がないので、除草剤を使うことにします！

昔からドクダミはお茶にして飲まれたり、薬草として使用されたりしています。その効能が高く評価されていたようです。皆さんも機会があったらぜひお試しください。

## あとがき

平成 29 年度初回の広報誌は「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。また、広報誌の「ちょっと coffee break」コーナーですが、今年度も引き続き掲載していきます。なので、あなたの番がきたらよろしくお願いします。

まだまだ暑い日が続きますので、くれぐれも熱中症にならないようご自愛下さい。

## 事務局

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1864-10

JS日進 さいたま市社会福祉協議会内 さいたま市介護支援専門員協会

(連絡先) 社協 地域支援課 TEL 048-834-3133 FAX 048-835-1222

社協 浦和区事務所 TEL 048-834-3131 FAX 048-833-3199

リニューアルしたので見てくださーい!!

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索